

株式譲渡益・配当と社会保険料等の関係について

証券会社や銀行などで株式や投資信託の取引をされている方は、毎年確定申告の時期になるとその年の一年間の売却損益や配当金につきどのように処理をすればよいか悩まれているかたも多いかと思います。税金が還付されるということで確定申告をした結果、配偶者控除や扶養控除の適用から外れてしまう、社会保険料が高くなってしまふ、病院での窓口負担が3割になってしまったりと思わぬところで負担が発生し結果として損をしてしまう場合があります。確定申告の時期も近づいてまいりましたので、今回は税金と社会保険の関係性についてご紹介します。

1. 上場株式等の売却や配当金・分配金を申告するかどうかの判定

現在の証券税制においては、下記のものそれぞれ申告方法を選択可能となっています。

① 上場株式や投資信託の売却（特定口座で源泉徴収有りを選択している場合に限る）

- ・申告不要
- ・申告分離課税

② 株式の配当金や投資信託の分配金

- ・申告不要
- ・申告分離課税
- ・総合課税

上記①及び②に該当する場合には既に源泉徴収により税金が取られていますので、金額の大小を問わず申告を行う必要はありません。申告不要を選択できるにも関わらず、申告をすれば下記のようなケースが考えられます。

（ケース1）2か所以上の金融機関の損益を通算して税金の還付を受けようとするため分離課税で申告

（ケース2）過去より株式の譲渡損失を繰り越しており、本年分の利益を通算して還付を受けようとするため分離課税で申告

（ケース3）上場株式等の配当につき配当控除を受けるため総合課税で申告

ただし、ここで注意すべきことは、申告不要を選択していれば各地方自治体に見せなくてよかった所得をあえて確定申告することで見せているということです。国民健康保険や後期高齢者医療保健などの社会保険は基本的に住民税計算における所得（損益通算・繰越控除後の所得金額）であり、所得税の確定申告を提出した人は、そのデータが税務署から市区町村に送られそれが住民税の所得となります。税金の還付ばかりに着目するのではなく、申告した結果、社会保険にどのような影響を与えるのか確認したうえで申告するか否かを判断する必要があります。

2. 所得税と住民税において異なる課税方式の選択

平成29年度の地方税法の改正により、上記1の①及び②について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。この方法を使えば、株式の譲渡益を所得税のみ申告を行い、住民税は申告しないという選択が可能です。

このメリットは社会保険料の計算が住民税の所得を基礎としているため、住民税を申告不要とすることで社会保険料に全く影響を与えないということがあげられます。なお当該選択を行う場合には納税通知書の送達日までに各地方自治体に対し確定申告とは別に、個人住民税の申告を行う必要がありますのでご注意ください。

※期限内であれば、所得税の確定申告書と住民税の申告書のどちらを先に提出してもよいこととなっております。

3. まとめ

現在一部の地方自治体では、上場株式等の譲渡所得や配当所得について確定申告を行う際に国民健康保険料などへの影響も含めて、総合的に判断して申告を行うよう呼びかけを行っているようです。

どのような申告方法を選択することが、税金と保険を総合的に考えたときに有利になるのか判断することが難しい場合があります。そのような場合には、ぜひ税理士などの専門家へご相談されることをお勧めします。 (担当: 井津上 栄台)